

令和4年 No.30

○東京学芸大学学部入試委員会規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

副学長の職務分担の変更に伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理し、教育研究評議会には報告事項とする。

東京学芸大学学部入試委員会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和4年5月11日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和4年規程第20号

東京学芸大学学部入試委員会規程の一部を改正する規程

東京学芸大学学部入試委員会規程（昭和41年規程第18号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学学部入試委員会規程の一部改正について

改正理由：副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (委員長等) 第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第4条第1号の委員のうちから<u>入試を所掌する副学長</u>が指名し、副委員長は同条第2号の委員をもって充てる。 2・3 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和4年5月11日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (委員長等) 第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第4条第1号の委員のうちから<u>学士課程を所掌する副学長</u>が指名し、副委員長は同条第2号の委員をもって充てる。 2・3 〔省略〕 〔省略〕